

指定学校変更申し立て許可基準一覧表

羽島郡二町教育委員会

申請許可基準

	許 可 基 準	
	小学校	中学校
健康への配慮から必要な場合	1 身体障害や病弱等、健康上の理由から、指定された学校への通学が無理だと認められる場合。	
通学への配慮から必要な場合	2 幹線道路・踏切を回避するなど、通学の安全確保が困難、或いは著しく過重負担になる場合。	
家庭の事情への配慮から必要な場合	3 下校後、家庭に保護監督する者がなく、託児先の校区の学校へ通学しなければならないなど、家庭の事情から第三者の協力を必要とする場合。	
	4 在学中の兄姉に指定校変更を認めており、保護者、児童生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合。	
教育的配慮が必要な場合	5 いじめ、不登校等により、指定された学校への通学が困難であると認められる場合。	
	6 その他、特別な事情から教育委員会が必要と認める場合。	

申請期限

2月末日までに申請すること。

申請必要書類

それぞれの状況に応じて必要な書類を添付する。

< 規定用紙がある書類 >

指定学校変更願
勤務（営業）証明書
託児承諾書
誓約書

< 規定用紙がない書類 >

・ 診断書
・ 賃貸借契約書
・ 建築確認申請書
・ 勤務（営業）証明書
・ 売買契約書
・ 第三者作成の証明書
・ 学校長の意見書
・ 状況を説明する説明書
・ 住民票の写し
・ その他

住民票は、申請者の一家全員が記載されていること。